

令和3年度第1回三豊市地域包括支援センター等運営協議会

日 時 令和3年6月24日(木) 16:00～

場 所 みとよ未来創造館 2階 会議室A・B

1. あいさつ

2. 協議事項等

- ①令和2年度事業報告について
- ②令和2年度決算(見込み)について
- ③令和3年度事業計画について
- ④令和3年度予算について
- ⑤地域密着型サービスについて
- ⑥三豊市高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画について
- ⑦地域密着型サービスの公募について
- ⑧その他

出席委員 仁井 昌彦 宮寄 信男 前田 昭文 藤川 泰文 植岡 澤江 藤村 仁美
吉岡 正紀 木村 啓介 河田 勝美 滝口 直樹 関 晃 岡田 武資
齊藤 幸江 岡 緑 筒井 達也

事務局 健康福祉部部長 藤田 課長 立石 課長補佐 橋村 地域包括支援センター長 大西茂
大西加 細川 久保田 澤田 白川

傍聴者 0名

三豊市地域包括支援センター等運営協議会委員名簿

(任期：令和2年4月1日～令和5年3月31日)

(順不同、敬称略)

番号	役職名	氏名
1	三豊・観音寺市医師会	仁井 昌彦
2	三豊歯科医師会	宮寄 信男
3	三豊市民生委員児童委員協議会連合会 会長	前田 昭文
4	三豊市老人クラブ連合会 会長	藤川 泰文
5	三豊市婦人団体連絡協議会 会長	植岡 澤江
6	四国学院大学専門学校 実務者養成研修センター 主幹	藤村 仁美
7	公益社団法人香川県栄養士会 理事 (福祉職域部リーダー)	吉岡 正紀
8	三豊総合病院企業団リハビリテーション科 技師長	木村 啓介
9	香川県西讃保健福祉事務所 所長	河田 勝美
10	三豊市社会福祉協議会 事務局長	滝口 直樹
11	三豊市社会福祉協議会 地域福祉推進課長	関 晃
12	株式会社せとうち福祉サービス 代表取締役	岡田 武資
13	医療法人社団和風会 橋本病院 橋本病院指定居宅介護支援事業所 所長	齊藤 幸江
14	医療法人社団十仁会 介護老人保健施設白寿の杜 施設長	岡 緑
15	社会福祉法人豊中福祉会 特別養護老人ホームとよなか荘 施設長	筒井 達也

令和3年度第1回三豊市地域包括支援センター等運営協議会

事務局（課長）

失礼いたします。本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。

私はこの4月より介護保険課長を務めております、立石と申します。よろしく願いいたします。

それでは定刻より少し前ですが、皆さんお揃いですので、令和3年度第1回三豊市地域包括支援センター等運営協議会を開催させていただきます。

はじめに私のほうから、各委員さんのご紹介をさせていただきます。

この協議会の会長であります、三豊・観音寺市医師会推薦の仁井様。

副会長であります三豊市民生委員児童委員協議会連合会会長の前田様。

三豊市歯科医師会推薦の宮寄様。

三豊市総合病院企業団リハビリテーション科技師長の木村様。

四国学院大学専門学校の藤村様。

香川県栄養士会理事の吉岡様。

三豊市婦人団体連絡協議会会長の植岡様。

香川県西讃保健福祉事務所所長の河田様。

株式会社せとうち福祉サービス代表取締役の岡田様。

特別養護老人ホームとよなか荘施設長の筒井様。

介護老人保健施設白寿の杜施設長の岡様。

橋本病院指定居宅介護支援事業所所長の齊藤様。

三豊市老人クラブ連合会会長の藤川様。

三豊市社会福祉協議会事務局長の滝口様。

同じく、三豊市社会福祉協議会地域福祉推進課長の関様でございます。

続いて事務局職員の紹介をさせていただきます。三豊市健康福祉部部長の藤田。

三豊市介護保険課課長補佐の橋村。

三豊市介護保険課課長補佐で地域包括支援センター長の大西。

三豊市介護保険課地域包括支援センター所属で事務の澤田。

三豊市介護保険課地域包括支援センター所属で社会福祉士の細川。

地域包括支援センター所属で事務の白川。

地域包括支援センター所属で保健師の大西。

三豊市地域包括支援センター所属で主任介護支援専門員の久保田でございます。

それでは開会にあたりまして、仁井会長よりご挨拶をお願いいたします。

仁井会長

令和3年度の第1回地域包括支援センター等運営協議会ということで始めさせていただきます。世の中本当にコロナ色ですが、だいぶ三豊市もワクチン接種が進んでまいりまして、これからなんとか落ち着いたらと思います。地域包括支援センターとの打ち合わせで事業について見せていただいたら、やはりコロナの影響を受けているなど改めて実感いたしました。コロナの対策を含めて、今日は地域包括支援センターがさらに上手く進めていけるように活発なご意見をお願いしたいと思います。

事務局（課長）

ありがとうございました。

ここで、本日の委員の出席状況を報告いたします。委員総数15名全員出席されています。

出席者数が過半数を超えておりますので、三豊市地域包括支援センター等運営協議会設置条例第6条第2項の規定に基づき、本会議は成立することをご報告いたします。

なお、今回の会議に関しては、議事録を作成いたします。議事録については、「三豊市附属機関等の会議の公開に関する指針」第10条及び第11条の規定によりまして、原則公開いたしますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。また、同指針第3条の規定により、附属機関の会議は、公開するものとなっておりますが、傍聴者の受付をしたところ希望はなかったことを併せてご報告いたします。

それでは、協議事項に入る前に、資料の確認をお願いします。令和3年度第1回三豊市地域包括支援センター等運営協議会資料、資料1 三豊市認知症施策の概念図、資料2 成年後見制度利用促進

(市民後見人)について、資料 3 家族介護支援事業、教室等のちらし、「みとよ元気体操」カレンダー、三豊市高齢者福祉計画第 8 期介護保険事業計画、です。資料の足りない方はいませんか。

それでは、協議事項に移らせていただきます。

三豊市地域包括支援センター等運営協議会設置条例第 5 条第 2 項の規定によりまして、会長のほうで議事を進めていただくことになっておりますので、ここからは、仁井会長よろしく申し上げます。

仁井会長

それでは議題に従いまして進めてまいりたいと思います。協議事項については少しまとめてやっていきますので。令和 2 年度のご質問もまとめてお聞きしたいと思います。それでは事務局よりお願いします。

事務局 (大西)

三豊市地域包括支援センターの大西です。令和 2 年度の事業報告をします。着座で説明いたします。

1 ページをご覧ください。地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者を介護、健康、福祉、医療などの様々な面から総合的に支えるために設置され、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士、その他スタッフが連携し、高齢者を支えています。被保険者が要介護状態、要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等になった場合でも、可能な限り地域において自立した生活を営むことができるように地域支援事業を実施しています。具体的には介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業・任意事業、予防給付ケアマネジメント事業です。

3 ページをご覧ください。1、地域包括支援センターの職員構成、令和 3 年 3 月 31 日現在のものを書いております。

2、地域包括支援センター事業実績、【1】地域支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業①訪問型サービス、令和 2 年度延べ利用者数、介護予防訪問介護相当サービス 1911 人。生活支援訪問事業 (サービス A)、シルバー人材センターに委託して行なっております、12 人。生活支援訪問事業 (サービス B)、これは実施しておりません。短期集中予防サービス (サービス C)、2 人です。次のページをご覧ください。②通所型サービス、令和 2 年度延利用者数、介護予防通所介護相当サービス 5172 人。生活支援通所事業 (サービス A)、これは社会福祉協議会に委託して環の湯で実施しております、290 人。生活支援通所事業 (サービス B)、介護予防ボランティア養成講座を修了したもので、みの元気塾で実施しております、84 人。短期集中予防サービス (サービス C)、リハスタジオうらしまに委託しております、5 人です。③介護予防ケアマネジメント、令和 2 年度延べ件数ケアマネジメント A、4308 件。ケアマネジメント B、98 件。ケアマネジメント C、29 件でした。

次に (2) 一般介護予防事業、①みとよ元気運動塾令和 2 年度回数 52 回。参加実人数 233 人、参加延べ人数 854 人です。②転ばぬ先のステップアップ教室。令和 2 年度回数 40 回、参加実人数 50 人、参加延べ人数 401 人。③脳きらり教室、令和 2 年度回数 32 回、参加実人数 150 人、参加延べ人数 392 人。④その他普及事業として、地域小集団支援健康教育を行いました。令和 2 年度 12 回出前講座を行い、参加人数は 213 人でした。また、広報掲載やチラシの作成、みとよ元気体操の CD を制作いたしました。次のページをご覧ください。⑤介護予防ボランティア養成講座。令和元年度から社会福祉協議会に委託しております。令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染防止のため開催は中止しました。⑥介護予防ボランティアフォローアップ研修、令和元年度から社会福祉協議会に委託しております。令和 2 年度回数 1 回、参加実人数 20 人です。⑦認知症サポーター等養成事業。平成 23 年度より一部を社会福祉協議会に委託しております。令和 2 年度メイト数 106 人、普及回数 34 回、参加延べ人数 839 人、このうち児童生徒数 472 人でした。令和 2 年度は初めて高校生向けに養成講座を実施しました。別紙の資料 1 をご覧ください。三豊市認知症施策の概念図を書いてあります。左下のところに認知症サポーター養成講座を位置づけています。認知症サポーター等養成事業について、平成 24 年度からの経過をまとめておりますのでまたご覧ください。

それでは資料の 6 ページに戻ってください。【2】包括的支援事業、任意事業。(1) 総合相談支援事業。令和 2 年度総合相談、実人数 1074 人、延べ人数 1958 人でした。

(2) 権利擁護業務、令和 2 年度虐待に関する相談 125 件、日常生活自立支援 39 件、消費者被害 9 件、成年後見制度 172 件。このうち市長申立件数 6 件でした。令和 2 年度三豊市成年後見制度利用促進審議会を令和 3 年 2 月 12 日に開催いたしました。また令和 2 年度は初めて三豊市市民後見人養成講座を開催し、第 1 期生 10 名終了いたしました。資料 2 をご覧ください。成年後見制度利用促

進、市民後見人についてまとめています。1 ページ目に、市民後見人養成に至るまでの主な経緯についてまとめています。ページをめくっていただき、次のページには市民後見人を活用した取り組み例のイメージについて、最後のページには養成講座のカリキュラムと右下のところに市民後見人について書いていますのでご覧ください。この事業は社会福祉協議会に委託して行なっております。

次の 8 ページをご覧ください。(3) 包括的継続的ケアマネジメント支援業務、①介護支援専門員研修会を 3 回開催しました。②主任介護支援専門員勉強会を 2 回開催しました。

(4) 地域ケア会議推進事業、①推進会議を令和 3 年 2 月 3 日に開催いたしました。また、個別会議につきましては、新型コロナウイルス感染防止のため会議が減少しており、1 例のみの実施となっております。

(5) 生活支援体制整備事業。社会福祉協議会に事業を委託しております。①生活支援体制整備事業 地区担当者の配置を行い、令和 2 年度市内 6 地区の第二層協議体の立ち上げを行いました。

10 ページをご覧ください。(6) 認知症総合支援事業、①認知症初期集中支援推進事業。三豊市西香川病院認知症疾患医療センターに委託して実施しております。令和 2 年度は 5 ケース、訪問回数 30 回、チーム員会議 6 回行いました。②認知症地域支援推進員の配置、包括職員 6 名が行なっております。③認知症対応力向上を図るための支援事業、西香川病院認知症疾患医療センターのアドバイザーを交え、1 施設で 2 事例の事例検討会を行いました。④認知症カフェ、オレンジかふえ事業。令和 2 年度の実績は、新型コロナウイルス感染症予防のため、6 地域において開催を自粛。10 月より、Cafe とよなかで公共施設を利用し、事前予約制、感染予防の徹底を行い、開催。参加者は延べ 25 人でした。また認知症カフェ実施者を対象とした意見交換等交流会を 1 回開催し、参加者 11 人でした。資料 1 の裏面をご覧ください。こちらに認知症カフェ事業について平成 29 年度から今までの経過について、また、下の所には令和元年度から行われている認知症当事者家族の会についてまとめていますのでご覧ください。資料の 11 ページに戻っていただき、⑤高齢者等徘徊 SOS ネットワーク事業。令和 3 年 3 月 31 日現在で協力者 190 名、協力事業所 33 事業所、事前登録者 40 名。令和 2 年度新規登録者 10 名でした。⑥高齢者あんしん見守りネットワーク推進事業。次のページをご覧ください。令和 2 年度は生協協同組合コープかがわ様と協定を締結し、令和 3 年 3 月 31 日現在で 7 事業所と協定を締結しています。⑦認知症、高齢者等支援対象者の情報提供に関する三豊市と三豊警察署との相互連携の推進に係る協定に関する取り組み、令和 2 年度情報提供件数 46 件でした。⑧認知症、高齢者等情報提供及び支援に関する協定に関する取り組み、令和 2 年度情報提供件数 9 件でした。

(7) 在宅医療介護連携推進事業。①在宅医療介護連携推進協議会を令和 3 年 2 月 3 日に開催しました。②医療、介護関係者の多職種連携のための勉強会、7 回開催し、参加延べ人数 143 人です。③在宅医療、介護連携支援センター運営、連絡会を令和 2 年 7 月 14 日に開催しました。相談事業業務は電話相談 97 件、来所相談が 2 件でした。

次のページをご覧ください。(8) 家族介護支援事業、資料 3 をご覧ください。家族介護支援事業では 3 つの事業を行っています。次のページをご覧ください。家族介護用品支給事業です。令和 2 年度は要介護 4、22 人、要介護 5、23 人、合わせて 45 人の方に介護用品の支給を行いました。次のページをご覧ください。家族介護教室事業です。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症防止のため行なっていません。次のページをご覧ください。在宅要介護者家族介護手当支給事業です。要介護 4、113 人、要介護 5、56 人、合わせて 169 人の要介護者を介護している家族に介護手当を支給しました。

それでは資料の 14 ページに戻ってください。【3】予防給付ケアマネジメント事業。令和 2 年度介護予防ケアマネジメント、延べ件数 4339 件、この内直営で行ったものが 1447 件、委託が 2862 件です。下の表には 4 ページのケアマネジメント A のものと予防給付ケアマネジメントの件数について認定の内訳と直営委託別について記したものです。ご覧ください。

簡単ですが事業報告をさせていただきました。質問の中に、コロナ禍の中でどのように工夫して事業を行ったのかというのがありましたので、先ほどの説明と重なる部分がありますがまとめてご説明したいと思います。

まず教室中止の対応としまして、6 月から広報で毎月運動や食事など高齢者が健康を守るための家での生活のポイントを掲載。8 月に前年度のみとよ元気運動塾と脳きらり教室参加者にチラシを送り、フレイル予防や認知症予防について啓発を行いました。あんしん相談については、中止の放送をした際に相談希望の人は地域包括支援センターまで連絡をするよう声かけし、希望の方には訪問で対応しました。また、教室再開については、再開したときにはマスク着用、手指消毒、机椅子の消毒、また参加人数に適した部屋かどうかを検討し、当日は換気に気をつけて行いました。研修会につきま

しては、時間短縮のため事前に質問を FAX で送ってもらい、当日回答。また 1 事業所 1 名と人数制限を行い、事前申し込み制。定員 20 名と定員を決めて行いました。認知症かふえにつきましては申し込み制。飲食の制限。時間を短くする。また集いの場を開催するための留意点を参考に行ないました。

以上で、令和 2 年度の事業報告を終わります。

事務局（澤田）

事務の澤田です。着座にて失礼します。

令和 2 年度介護保険事業特別会計地域支援事業分の決算見込みについて説明させていただきます。

資料の 15 ページをご覧ください。地域支援事業分の歳入としては、総額 2 億 7,874 万 6,354 円が決算見込額となっております。歳入の主な内訳は、介護保険料、国庫補助金、県補助金、支払基金交付金、一般会計繰入金、そして雑入というのは、総合事業サービス A やサービス C、オレンジかふえの利用料などです。

続いて 16 ページをご覧ください。地域支援事業の歳出についてですが、地域支援事業は大きく 3 つの事業に分かれております。1 つ目が、介護予防・生活支援サービス事業。2 つ目が一般介護予防事業。3 つ目が、包括的支援事業・任意事業です。

まず、1 番目の介護予防・生活支援サービス事業費について、1 億 5,457 万 6,952 円の事業費で、主な事業としては、通所型サービス・訪問型サービス、介護予防ケアマネジメント業務となっております。

2 番目の一般介護予防事業費について、1,995 万 7,731 円で、主な事業としては、脳きらり教室や転ばぬ先のステップアップ教室、認知症サポーター養成講座など、各種教室や講座となっております。

17 ページをご覧ください。3 番目の包括的支援事業・任意事業の事業費について、6,510 万 7,722 円の事業費で、事業の内訳としては、18 ページから地域ケア会議、総合相談、権利擁護、家族介護支援事業、成年後見支援事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業など、多くの事業について実施しております。歳入の方が上回っていることについては、令和 3 年度に補助金を返還予定のためです。

20 ページ、21 ページをご覧ください。こちらは三豊市介護サービス事業特別会計の歳入・歳出決算見込みとなっております。歳入としては、予防の方のプラン作成料として、居宅介護予防サービス計画費収入 1,958 万 6,640 円と、赤字部分については一般会計より 901 万 827 円繰入れを行い、合計 2,859 万 7,467 円の歳入見込みとなっております。歳出の主な経費としましては、会計年度任用職員に係る人件費、プラン作成業務の委託経費です。その他諸経費と合わせ、2,859 万 7,467 円の支出見込となっております。

以上で報告を終わります。

仁井会長

ありがとうございます。色々ご質問を受けたいと思いますが、先にコロナに関して様々な工夫をしたというお答えも頂きましたがそれも含めてどうでしょうか。

去年は脳きらり教室が開けなかったり、オレンジかふえも途中で開けなかったりとなかなか先が見えなかったですが、そういうところを広報なり他の方法で工夫したと理解してよろしいですか。

何か皆さん言っておきたいことがありましたらお願いします。

決算見込みについてはもうほぼ確定でよろしいですか。

事務局（課長）

確定です。

仁井会長

確定ですね。介護保険料は、三豊市は全部で 80 億近く使いますか。

事務局（課長）

全体としては約 77 億 4500 万程度でございます。

仁井会長

80億近く、80億弱使うのですが、そのうちの2億8000万、これを地域包括支援センターの事業で使っていると、そうご理解していただけたらと思います。それでは次の議題で、令和3年度の事業計画ならびにそれを裏打ちするための予算ということでご説明いただければと思います。

事務局（大西）

それでは令和3年度の事業計画についてご説明します。

22ページをご覧ください。1、地域包括支援センター職員構成、令和3年4月1日現在のものです。ご覧ください。

2、令和3年度事業計画。事業内容につきましては、令和2年度と同様の事業を行っていきます。強化していこうと考えている事業につきましては、下線を引いているところになります。一般介護予防事業全般について強化をしていこうと考えております。1番から3番の事業については、フレイル予防や健康課からの健診データに基づいた内容を取り入れて行っていこうと考えております。権利擁護業務の③三豊市市民後見人育成については、社会福祉協議会に委託して行う事業です。令和2年度に養成講座を修了された方10名の方の育成を今年度行って行こうと思っております。(6)認知症総合支援事業、④認知症カフェ事業については、委託及び運営支援、認知症カフェ実施者交流会の実施について行っていこうと思っております。(7)在宅医療、介護連携推進事業につきましては、在宅医療、介護連携推進協議会の運営及び各部会の設立運営。他職種連携のための勉強会の継続。在宅医療、介護連携支援センターのスムーズな運営の支援。在宅医療、介護連携支援センターと連携してACPの普及啓発について検討し、実働に向けての計画を立案について行っていこうと思っております。

次に(8)の家族介護支援事業ですが、家族介護支援事業で在宅要介護家族介護手当支給事業を行っていますが、福祉課が申請窓口となる特別障害者手当制度、月額27,010円の支給要件に該当すると思われる人がおりますので、4月に家族介護手当支給額決定通知書の送付に合わせて特別障害者手当制度についてのお知らせを通知いたしました。また介護支援専門員にも周知しました。今後も継続して周知を行っていきたいと考えております。

委託につきましては、新規に委託するものではありません。また委託の内容についても令和2年度と同様の内容で考えておりますが、団塊の世代の人が75歳を超えるのが2025年と言われているので、今後認知症の人が増えることも考え、令和4年、5年度に向けて検討し、見直しをしたいと考えています。またこれに合わせて委託内容についても見直しをしたいと思っています。

ワクチン接種が進んでいますので、教室を中止しないといけないということも少なくなると思われるます。感染予防を行い、教室を開催していきたいと思っております。以上です。

事務局（澤田）

令和3年度介護保険事業特別会計、地域支援事業分の予算について説明します。

25ページをご覧ください。歳入については、総額2億9,080万円を見込んでおります。内訳は2年度と同様です。

26ページをご覧ください。歳出についても、2年度と同様となっており、先ほどの事業計画で説明のあった事業について、強化してまいります。

続いて、30ページ、31ページをご覧ください。令和3年度介護サービス事業特別会計の予算についてですが、こちらについても内訳としては2年度同様となっており、歳入・歳出ともに総額3,330万7千円の予算計上となっております。

簡単ではありますが、以上で報告を終わります。

仁井会長

だいたい令和2年度とほぼ同じということによろしいですか。

事業内容と予算も含めてですが、委員の方からどうでしょうか。ご質問ありましたらお願いします。国が指針を出してくると思うのですが、三豊市として特にここに力を入れたいという所はありますか。アンダーライン引いているところでしょうか。

事務局（大西）

三豊市としましては、権利擁護部分、介護予防部分、在宅医療・介護連携部分について、力を注いでいきたいと思っております。

仁井会長

ありがとうございます。せっかくの機会ですので、担当の方から一言ありますか。

事務局（細川）

社会福祉士の細川です、よろしくお願ひします。

私の方は権利擁護部分で、市民後見人の養成に力を入れています。特に三豊市の特徴というところですが、例えば、全国では、後見センターを作って、そこが全部担ってしまうという例が割と多いのですが、三豊市の場合は「機能分散型」といって、「地域包括支援センター」と「市社協」と「県社協」、それから市民の方を巻き込んで、それぞれができることを分け合ってやって行こうという形で進めています。全国からも注目されているような形です。今回、市民後見人の養成自体は全国と比べて早いというわけではないのですが、体制を整備することで進めることができました。市民後見は地域の中でお互いに支え合うところが特徴だと思います。専門職が後見人になると安心感はあるのですが、特別な感じがしたり、どうしても敷居が高く感じてしまうというところがあるので、地域の中の顔が見える関係で、認知症があっても障害があっても助け合える、そういった社会を目指し、力を入れてやっているところです。

仁井課長

それから力を入れたいところのマニュアルとかプランに外部の声を取り入れてみる。例えば担当者だけではなくて、もう少し外部も入れて協議しながら意見を聞いてみようとかは考えられていますか。

事務局（大西）

今日来られている木村先生には、既に授業の方に加わって頂いています。

木村委員

三豊市自身もともと理学療法士がいっぱいいますし、他の所に比べると、リハビリに関しては理学療法士の方がいる時点で既に他と違う色は出ていて、理解をさせていただいて我々とも同じ職種の中の話ができていますので、そういう意味では比較的三豊市は話がしやすい関係であると思います。

仁井会長

すごく頑張っておられるのですが、少し違う目で見たら、面白いというか、また違う方面のことができるのではないかと聞いて聞いた次第です。

よろしいですか、委員の方。

議題に従いまして、今までのところ、包括支援センターの事業報告、これからの事業報告ということでご報告いただきました。

協議題の5からは地域密着サービスということについて、高齢者福祉計画も含めてのお話になるのですが、協議題5以降のお話をお願いします。

事務局（橋村）

協議事項の5、地域密着型サービスについて説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

資料の方は32ページになります。地域密着型サービスにつきましては、三豊市に住所のある被保険者が利用できる介護サービスでありまして、そのサービスを行うにあたっては、その許認可また監督権限につきましては三豊市の方でございます。許可に対する指定有効期間につきましては6年間となっております。

始めに1、三豊市地域密着型事業所の登録状況でございます。令和3年4月1日現在、本市におきましては7つのサービスに対して33の地域密着事業所が登録されております。

2、三豊市地域密着型事業所一覧表にその内訳を報告させていただいておりますが、個別の説明は省略させていただきます。続きまして33ページ、3、新規指定・指定更新事業所についてです。新規指定及び指定更新につきましては、本来申請があれば運営協議会を開催いたしまして、その指定更新の審査をした後、市が許可することになっております。

ただし継続更新で申請内容に特に問題がない場合は、今回のように運営協議会は事後承諾の形を取らせて頂いております。

まず、①新規指定事業所につきましては令和2年度中に1件ございました。地域密着型通所介護のうち、デイサービスセンターせとうちが令和2年11月1日より新規指定しております。この事業所はこれまで県指定である通所介護事業所として運営していましたが、定員縮小により地域密着型サ

ービスとして新規申請されたものであります。通所介護事業所として運営されており、提出書類にも特に問題がなかったため、市において新規指定しております。

続きまして、②指定更新事業所につきましては、これまで4件ございました。デイサービスうらしま四国損害保険株式会社、リハビリでい詫間、グループホームとよなか、デイサービスセンターふるさとたかせがそれぞれ指定有効期間満了前に指定更新申請書が提出されております。書類審査の結果、どの事業所とも通常に業務がなされており、人員等の基準も満たしているため、指定更新日を指定有効期間満了日の翌日として指定しております。

最後に4、令和2年度実地指導についてございますが、市の監督権限として事業所の実地指導を行っております。指定有効期間内に一度は事業所に訪問させていただき、運営状況や人員配置、介護給付における加算の算定などを聞き取り、修正等が必要なものは口頭や文書による指導。著しい運営基準違反や報酬請求に不正が確認された場合は行政指導しております。さらに著しい運営基準違反が利用者の生命に危険を及ぼしたり、報酬請求に著しく悪質な請求が認められた場合につきましては監査を実施することとしております。

昨年度につきましては、居宅介護支援事業所4か所、地域密着型事業所5か所に対して実地指導を致しました。実施結果につきましては、どの事業所も、現地での軽微な修正に伴う口頭指導のみであり、適正に運営されていることを確認致しました。

以上で地域密着型サービスについての説明を終わらせていただきます。

仁井会長

地域密着型サービスの運営状況のチェックということでお話しいただきました。特に質問はないですか。こういうふうにやっていますということで知っておいていただけたらと思います。それでは協議事項の6をお願いします。

事務局（橋村）

はい、失礼いたします。協議事項6、三豊市高齢者福祉計画第8期介護保険事業計画について説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

本計画を策定するにあたりまして、説明の前ですけれども、この本運営協議会の委員の方々の中から策定委員会のメンバーとしてご足労いただき、この場をお借りいたしまして改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

計画書の方を事前にお手元の方にお配りさせていただいておりますが、計画書を順にご説明するにはボリュームもあるため、内容の説明について資料の34ページをもとに計画書と同様に進めていきたいと思っております。

本計画につきましては、老人福祉法、介護保険法の規定に基づき、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を一体的に構成したもので、高齢者に関する各種の健康福祉事業や平成12年度から始まった介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として取り組む課題を明らかにし、目標などを定めたもので、計画期間は令和3年度から5年度の3年間となっております。

計画の構成ですが、第1章から第9章までに分かれており、第1章から第5章までは前期計画からの歩みとして、少子高齢化の進展やそれに伴う要介護認定者増加等の推移、また本計画策定における基礎資料として実施したアンケート調査から見られる課題や傾向、前期計画の評価と課題、介護保険事業の実績となっております。

まず高齢者を取り巻く環境でございますが、計画書の8ページをご覧ください。グラフがありますがけれども、本市の総人口につきましては右肩下がりで減少が続いております。それに対しまして、高齢者人口については増加が続いておりますが、ここ数年に関しては横ばいという傾向になっております。ただ高齢化率については毎年上昇している状態でございます。

その中で要支援、要介護認定者の状況でございますが、ページめくっていただいて10ページになります。認定者数は年々増加しております。認定者の割合につきましては隣の11ページになりますが、全国や県平均と比較致しまして、三豊市は要支援の割合が低く、要介護の割合が高くなっております。

この要因と致しましては認定申請の中で医療機関から退院される時に新規で申請される方が多く、そのような方は要介護認定と判定される場合が多いため、このような結果になっているのかなとこからは考えております。

また43ページをご覧ください。43ページには人口の将来推計の方を載せております。今後総人口につきましては、減少し、それにつれて高齢化率も高まっていく見込みでございます。特に75歳以

上の後期高齢者数につきましては、令和12年度、この10年ほどは今後も増加していく傾向でございます。その後も高止まりすることが予想されております。

次に44ページをご覧ください。要支援、要介護者数につきましても、この後期高齢者の人口の増加に合わせて増加する見込みとなっております。

次に調査結果からみる課題と傾向について簡単に説明させていただきます。16ページをご覧ください。ここでは高齢者の健康に関するアンケートをとっております。利用中または後遺症のある病気として、高血圧や糖尿病が増加しております。そういったことから若年期からの生活習慣病予防を含む介護予防と保健事業の一体化を目指した健康増進対策の推進に努める必要があると考えております。

また20ページにつきましては、高齢者の社会参加や生きがいづくり等への参加についてでございます。前回平成28年の調査と比べて、ほとんどの調査項目において参加ニーズは上昇しております。なかでも収入のある仕事についての伸びが顕著となっております。今後高齢者の就労に関しても支援する必要があるとみられます。

また社会問題となっております、介護離職につきましては23ページになります。23ページの方で見ますと、本市におきましては8人に1人の割合となっております。介護離職を防止するための環境整備に努める必要があると考えております。

25ページでは、今後の介護のあり方ということの調査につきまして、自宅で介護を受けて暮らしたい方の割合がかなり高くなっております。在宅医療と介護連携を含む在宅介護のサービスの充実を図ることが必要であると考えております。

続きまして計画の第6章になります。第6章、第7章関連しておりますが、第6章が計画の理念と体系、第7章は施策の展開となっております。こちらは49ページになります。

今回のこの高齢者福祉計画、基本理念といたしましては、人々が支えあい、健康でいきいきと住み慣れた地域でともに暮らせる社会の実現を目指すということで、その実現のために、1番目として地域包括ケアシステムの深化・推進。2番目として高齢者が生き生きと暮らせる環境の充実。3番目として認知症施策の推進と高齢者の安全・安心の確保。4番目に介護保険サービスの充実を制定し、その基本目標を達成するために、さきほど地域包括支援センターの利用計画でも説明させていただきましたが、様々な事業、施策に取り組むこととしています。

続きまして第8章では、介護保険事業の推進として令和3年度から3年間の介護保険事業の事業見込みを推計し、本計画を運営していく上で必要な保険料を算定しております。

98ページをご覧ください。第8期計画における保険料につきましては年額保険料の基準額を前期計画と同額の72,000円、月額として6,000円としております。ちなみに県内他市の介護保険料の状況でございますが、高松、丸亀、坂出、善通寺、観音寺市につきましては、本市同様前期計画と同額。さぬき、東かがわ市は増額となっております。

最後に、第9章では計画の推進体制として、関係機関や地域住民との連携に加え、各施策や事業の取り組みの進捗評価を実施することとしております。101ページをご覧ください。こちらではそれぞれの項目ごとに目標値を数値化しており、その目標で進捗評価を実施しようと考えております。

また104ページになりますけれども、そちらの方では単に事業に取り組んだというだけでなく、その政策を実施したことによる成果効果の指標といたしまして、アウトカム指標を設定しております。

これにより、計画達成の度合いを分析できるようにしております。

以上、簡単ではございますが、三豊市高齢者福祉計画第8期介護保険事業計画の説明とさせていただきます。

仁井会長

これにかかわっておられた方も多いと思います。決定で進んでいる計画ですが、昨今のコロナでまた随分事業も変わってくるだろうと思いますが、介護保険料もコロナの影響を受けていますか？

事務局（橋村）

失礼いたします。さきほど決算額を課長の方から申しましたけれども、事業規模といたしましては前期の計画、7期の計画の中で令和2年度につきましては仁井会長のおっしゃられるようにコロナの影響で前年度よりも2億程度減少しております。第8期におけます、令和3年4月からにつきましては、介護報酬の改定がございまして、約0.7%の価格報酬改定の増加という形で上がっておりますので、その増加分を見ながら、またこの4月からもコロナの感染症対策ということでいろいろな対策をされた中でこの4月、5月の給付の方を見ておりますと、まだまだこれまでのように利用実績が上

っているところが見えないところもありますので、利用機会があるのかなというふうはこちらの給付の方は確認しております。ワクチン接種が進む中で適切に介護サービスを利用していただけたらとこちらでは考えております。

仁井会長

やはり少し実績が下がっているということでしょうか。
介護保険事業計画も新しくなりましたが、介護保険事業について何かご意見などありますでしょうか。

木村委員

意見というわけではないのですが、私どものリハビリテーション課でも警戒しているといえますか、今後国の調査でも2035年までは三豊市観音寺市両方とも、リハビリテーションの医療ニーズが高まってくるだろうと言われていまして、疾患別リハビリテーションの中でも心不全、呼吸不全という元々高齢者が持病を持っているような方が今後もまた増えてくる。しかもそういう方が入院しておいて要介護状態、家に帰れないようなレベルになるような方の一つのポイントというのは、認知症がそれにプラスアルファされているような方は、家になかなか帰れないという状況が予想される。私もずっとデータをとっているのですが、そのようなことが予想されますので、我々としては一度入院した心不全、呼吸不全の方で認知症の有り無し関係なくフォローをしていくなかで、そういう方は要注意だということで医療スタッフの中では体制を作ろうとしています。その辺の予防という意味ではただ単なる運動機能と栄養だけではなく、ワンポイントの疾患として要警戒かなと思います。単なる意見なのですが。

仁井会長

実にそうだろうなと思います。逆に認知症をやっている側からしても身体合併というのが非常に増えて、これをできるだけ未然に防げれば、逆に認知症でもおうちの方で長く生活できるという、裏表の関係だろうなと思います。またそういう体験談を踏まえていただいてこれからの予防支援に活かせていただけたらと思います。
それでは協議事項の7、地域密着型サービスの公募ということでお願いいたします。

事務局（橋村）

協議事項の7、地域密着型サービスの公募について説明させていただきます。
資料は35ページになります。今回のこの公募につきましては、先ほど説明させていただきました、第8次計画に基づき施設整備を予定しているものでございます。
今回の募集対象施設につきましては、看護小規模多機能型居宅介護を市内に1施設整備するものでございます。看護小規模多機能型居宅介護とは、平成24年度から創設されたサービスでございまして、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせる医療看護ニーズの高い要介護者を地域で支えていくサービスでございます。

木村委員からもご指摘がありましたが、そういった医療看護ニーズの高い要介護者、三豊市にも増加の傾向が出ております。先ほどの計画書の36ページをご覧ください。
こちらの方で介護保険サービス料の検証をしております。この中で上から3段目訪問看護、また4段目の訪問リハビリテーションの実績につきましては、計画値を他のものと比べて大きく上回っております。こちらの当初推定していた計画を上回っているということで、こういったニーズは高くなっていると考えております。またアンケートにもありましたが、在宅介護を望む方が多い中、在宅での看取りに繋がる終末期も含めた在宅療養を継続させるためにも必要なサービスであると考えております。

施設整備年度は令和3年度としており、施設整備にかかる市の支援といたしましては、県の地域密着型サービス等整備事業制度を活用し、施設整備支援及び開設準備経費の助成を県に要望しております。

公募対象者は指定を受けようとする法人のみが対象となり、申請者は当該サービスの利用運営主体といたします。例えば施設整備を計画されている法人におきまして、事業運用主体が未定の場合につきましては、運営内容がまだ把握できないため、受付できないものといたします。

公募のスケジュールにつきましては、36ページになります。スケジュールにつきましては現時点での案ということでご了承いただきたいのですが、まず7月15日に、後でまた説明させていただきますが、三豊市地域密着型サービス整備事業者審査委員会において審査基準を審議したのち、7月19日から8

月 13 日にかけて事前申請を受付いたします。受付終了後、介護保険課において書類審査及び事業所予定地現地調査を実施し、9 月 16 日に審査委員会において選定審査を実施いたします。

審査結果につきましては、運営協議会委員の方々にも文書にて報告させていただくとともに、9 月中に申請者へ通知いたします。仮に事業所になられた申請者は、整備に伴う補助金交付申請をしていただき、施設整備及び開設準備を進めていただきます。事業開始予定日の 1 ヶ月前までに指定申請書を申請して頂き、開設準備が整い次第、事業所指定の決定をしたいと考えております。

先ほど説明の中にありました三豊市地域密着型サービス整備事業者審査委員会についてであります。これまで公募にかかる事業所選定につきましては、本運営協議会で審査していただいております。

ただこの運営協議会につきましては委員 15 名で構成されており、スケジュール調整や会場準備、また現在のコロナウイルス感染対策の観点からも別に委員会を設置させていただき、そこで審査していきたいと思っております。

具体的な構成でございますが、組織としては委員 5 名以内で構成し、その任期は審査が終了するまでといたします。委員長は本運営協議会の会長をもって充てる事とし、また除斥要綱といたしまして、委員に選ばれた方につきましては、事業所の選定に係る応募には参加できないことといたします。

以上が説明となりますが、今回協議していただきたい案件につきましてもう一度申しますが、地域密着型サービスの公募の実施について及びその選定に関して地域密着型サービス事業者審査委員会の設置について、この 2 点となります。よろしく願いいたします。

仁井会長

看護小規模多機能型居宅介護の公募をこの事業計画に基づいて設定したいということですが、これについて運営協議会として進めていきたいと思うのですが、異論がないようでしたらこのまま進めますがよろしいでしょうか。

選定の方法については、今までは協議会 15 名で全体会として議論していただいていたものを分科会のような形で 5 名の委員会をつくる。もう少し小回りの利くような形にしたいということなのですが、これにつきましてはどうでしょうか。

スケジュールに沿って何回か集まらなくてはいけないので全員となると大変ですから、5 名お願いして委員会をつくりたいということです。要綱について記載はありますか。

事務局（橋村）

36 ページにあります。委員会を置くという内容で要綱の制定を進めております。

仁井会長

どうでしょうか、よろしいでしょうか。

後はメンバーですが、どなたか立候補される方はいらっしゃいますか。いらっしゃらないようなので事務局の方からお願いします。

事務局（橋村）

会長の方からご指摘がありました、この委員会の委員につきましては、我々といたしましても選定の中で様々な方からの意見をいただきたいということで人選をさせていただきます（委員の氏名）以上、5 名の方をお願いさせていただけたらと事務局案として提出させていただきます。お願いします。

仁井会長

5 名の方、よろしく申し上げます。以上で予定しておりました議題が終わりましたが、全体につきましては何かご発言等ありましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。ここからの進行は事務局にお返しします。

事務局（課長）

それでは、閉会にあたりまして、健康福祉部長藤田よりご挨拶申し上げます。

事務局（健康福祉部長）

三豊市健康福祉部長を務めております藤田と申します。改めまして、よろしくお願ひいたします。閉会にあたりまして、一言御礼のご挨拶をさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、三豊市地域包括支援センター等運営協議会に御出席いただき、終始熱心な御討議をいただきまして有難うございました。また、平素より、地域包括支援センターの取り組みに対し、格別の御理解、御協力をいただいておりますことにつきましても、改めまして御礼申し上げます。

さて、昨年度からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、あらゆる産業において大きな打撃を受けておりますとともに、市民生活においても外出の自粛や新たな生活様式の徹底など、大変な御不便を強いられている状況が続いておりますが、その一方で、この現状を劇的に変えることが期待されるワクチンの接種も進んでまいりました。

現在では、医療関係者の皆様の御協力にもよりまして、従来の集団接種に加え、介護施設等での巡回接種、医療機関での個別接種も始まっており、65歳以上の高齢者の方への接種は7月末で終了する見込みとなっております。7月以降は、引き続き64歳未満の方への接種を迅速にすすめてまいります。

6月に入りまして県内における新規感染者も減少傾向となり、少しずつ市の行事やイベントを再開してまいりましたが、今後、地域包括支援センターの介護予防事業、日常生活支援等についても感染予防を徹底しながら充実を図り、高齢者の方々がいきいきと安心して暮らせる環境づくりに取り組んでまいりたいと思います。

事業の実施にあたりましては、本日頂戴した御意見を参考に、さらに市内部でも十分検討してまいりたいと思っております。また、御協議をお願いすることもあろうかと思っておりますが、その際はどうぞよろしくお願ひいたします。

最後になりますが、委員各位におかれましては、地域包括支援センターの運営に対しまして、引き続きの御理解、御協力をお願い申し上げますとともに、皆様方の益々のご活躍を祈念いたしまして、簡単ですが閉会の御挨拶とさせていただきます。長時間の御審議ありがとうございました。

事務局（課長）

それでは、以上をもちまして、令和3年度第1回三豊市地域包括支援センター等運営協議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。